

政令第 号

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の
施行期日を定める政令

内閣は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年六月二十四日とする。

理由

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。